

# 警備業法及び探偵業の業務の適正化に関する法律に基づく 行政処分の公表基準について

警備業法（昭和47年法律第117号）及び探偵業の業務の適正化に関する法律（平成18年法律第60号）に基づく行政処分の公表基準を次のとおり定め、平成23年9月1日から施行しています。

## 記

### 1 公表の対象となる行政処分

公表の対象となる行政処分（以下「公表対象処分」という。）は、次に掲げる行政処分とする。ただし、指示については、当該被処分者が過去3年以内に指示を受け、又は過去5年以内にその他の処分を受けた場合に限る。

#### (1) 警備業法（昭和47年法律第117号）

- ア 認定の取消し（第8条）
- イ 指示（第48条）
- ウ 営業停止命令（第49条第1項）
- エ 営業廃止命令（第49条第2項）

#### (2) 探偵業の業務の適正化に関する法律（平成18年法律第60号）

- ア 指示（第14条）
- イ 営業停止命令（第15条第1項）
- ウ 営業廃止命令（第15条第2項）

### 2 公表の内容

公表は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 警備業者にあつては認定証番号、探偵業者にあつては探偵業届出証明書番号
- (2) 被処分者の氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）及び主たる営業所の所在地
- (3) 当該処分に係る営業所等の名称及び所在地
- (4) 処分年月日
- (5) 処分内容
- (6) 処分理由及び根拠法令
- (7) 処分を行った公安委員会

### 3 公表の方法

公表対象処分を行った場合は、次の方法により公表を行うものとする。

- (1) 福島県警察本部への別記様式の備付け
- (2) 福島県公安委員会のホームページへの別記様式の内容の掲載

#### 4 他の都道府県公安委員会に係る取扱い

- (1) 本県以外の都道府県公安委員会が営業停止命令を行った場合で、被処分者の主たる営業所が本県にあるときは、当該命令を行った都道府県公安委員会において公表を行うこととなるが、本県においても当該公安委員会からの通知に基づき、公表を行うものとする。
- (2) 営業停止命令を行った場合で、被処分者の主たる営業所が他の都道府県にあるときは、当該営業所の所在地を管轄する都道府県公安委員会に対し、別記様式の写しを送付するものとする。

#### 5 公表の期間

公表の期間は、当該処分を受けた日から起算して3年間を経過するまでとする。

#### 6 別記様式

被 処 分 者	認定証・届出証明書番号	公安委員会 第 号
	氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）	
	主たる営業所の所在地	
	処分に係る営業所等の名称及び所在地	
処 分 年 月 日	年 月 日	
処 分 内 容		
処分理由・根拠法令		
処分を行った公安委員会	公安委員会	

注1) 処分内容欄には、認定の取消し、指示、営業停止命令、営業廃止命令の別を記載し、営業停止命令の場合には、併せて停止期間を記載する。

注2) 処分理由欄には、処分の原因となった行為の概要を簡潔に記載する（例：「立入検査を実施したところ、警備員に対する教育義務違反が判明したもの」「探偵業の従業者が、調査対象者に執拗につきまとったもの」等）。